

令和 8 年 第 9 回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和 8 年 8 月 18 日（火）

午後 4 時 05 分から午後 4 時 25 分

場所：宇城市役所 2 階庁議室

○出席委員

（農業委員）

1 番	中田 修	2 番	五嶋 一精	3 番	森田 満
4 番	（欠）	5 番	宮本 文子	6 番	春野 こずえ
7 番	河野 公明	8 番	山田 哲郎	9 番	河田 克志
10 番	岩田 猛	11 番	森田 加代子	12 番	杉田 雅宏
13 番	藤本 正剛				

○欠席委員

楠田 秋彦

○事務局出席者：（事務局長）米村 寿朗 （審議員）御船 保博 （主任主事）山本 秀磨

議事日程（開議：午後 4 時 05 分）

日程第 1 議事録署名委員の決定について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 43 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第 44 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 45 号 農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の作成について

日程第 6 議案第 46 号 農用地利用集積等促進計画書の作成について

開 会 （午後 4 時 05 分）副会長の号令による起立、（令和 8 年熊本地震による犠牲者に対しての黙とう）、礼

事務局長

定刻を過ぎとりますが、只今から、令和 8 年第 9 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の農業委員会総会への出席者は、農業委員総数 13 名中、12 名でございます。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、総会が成立しておりますことを報告いたします。

それでは開会にあたりまして、会長よりご挨拶をお願いしたいと思います。

会 長

皆さん、こんにちは。とんでもない地震が起きまして、皆さんそれぞれ、家の片づけとか色々と苦労されている毎日だとは思いますが、当委員会の総会も先延ばしにはできず、やらないといけない案件がございますので、大変忙しい

中、ご苦勞されている中ではございますが、招集をかけご参集いただきまして大変有難うございます。また先ほど副会長からもありましたが、熊本地震でお亡くなりになられた方々には、心よりご冥福をお祈りしたいと思います。

この地震と猛暑でダブルパンチで大変な目に遭っておられるとは思いますが、日々農業振興を、前に進めていかなければならない状況にあります。苦しい中ではございますが、皆様と共に協力をして、農業委員会の推進に努めていきたいと思ひます。今日は新体制ではじめての総会です。慣れないことも色々あられるかと思ひますが、よろしくお願ひをしておきます。

それでは、これより令和 8 年第 9 回宇城市農業委員会総会を開催いたします。

議 長

日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、1 番 中田修委員、
2 番 五嶋一精委員を指名いたします。

議 長

日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思ひますが、ご異議のない方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって、本総会の会期は本日 1 日と決定されました。

議 長

日程第 3、議案第 43 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 43 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案書の 3 ページになります。提案理由：農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求める。

議 長

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告に当たっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。

申請番号 1 番から 3 番は、8 番 山田委員より
申請番号 4 番から 8 番は、12 番 杉田委員より
それぞれ、説明を求めます。

山田委員

申請番号 8 - 1 について説明致します。詳細は記載のとおりになります。
申請事由は贈与になります。受人の家の近くの狭い畑を贈与されるというこ

とで何ら問題はないかと思います。

続きまして、8-2 について説明致します。詳細は記載のとおりです。

申請事由は新規就農となっております。ここは住宅街の中の農地でありまして、そこで露地野菜を作るということで申請されております。何ら問題はないかと思います。

8-3 について説明致します。詳細は記載のとおりです。事由は経営規模拡大による売買となっております。受人が水稲もされており、その規模を拡大するということが申請されております。何ら問題はないかと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

杉田委員

8-4 について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由は経営規模拡大による売買となっております。渡人と受人は近所です。受人が最近、干し柿をされるということで、地域の荒れた農地を買収されて柿を栽培されていまして、何ら問題はないかと思います。

続きまして 8-5 について説明致します。詳細は記載のとおりです。申請事由は経営規模拡大による売買となっております。渡人と受人は親戚関係で、渡人がもう管理しきれないので、受人が買い取るということです。受人は柿とか露地野菜をされていて何ら問題は無いと思います。

続きまして、8-6 から 8-8 ですが、申請事由は経営規模拡大による売買となっております。6 から 8 の案件すべてが破産管財人を經由しておるものです。

まず 6 番は、受人が地域で農業をされていて、何ら問題はないと思われます。

8-7 は受人が市外なんです。実家は宇城市で通い農業をされており問題はないかと思います。

8-8 も受人が市外の人ですが、以前に、この土地の隣接地を購入されて野菜を作っておられる方で、こちらも何ら問題はないと思われます。以上です。

議 長

只今、申請番号 1 番から 8 番について、各委員よりそれぞれ説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。

議 長

意見も無いようですので、議案第 43 号の申請番号 1 番から 8 番について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって、議案第 43 号の農地法第 3 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 8 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第 4、議案第 44 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上

程し、議題といたします。議案第 44 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案書の 6 ページになります。提案理由：農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の（4）のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。

議 長

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。

調査報告に当たっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。

申請番号 1 番は、	1 番 中田委員より
申請番号 2 番から 6 番は、	8 番 山田委員より
それぞれ、説明を求めます。	

中田委員

申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用事由は個人用駐車場となっています。受人が空き家を購入され、駐車場が必要となったことから今回の申請となっています。渡人が 30 年ほど前から知らずに駐車場として利用されていたことから始末書添付となっております。何ら問題はないかと思われまして、よろしくお願いします。

山田委員

申請番号 8 - 2 について説明致します。詳細は記載のとおりです。転用事由が貸資材置場ということで申請されています。受人がこの土地を購入されて、貸資材置場として会社に貸し出すというものです。何ら問題はないと思います。排水同意、隣接同意も取られています。

続きまして 8 - 3 について説明します。詳細は記載のとおりです。転用事由は個人住宅ということで申請されています。隣接同意、排水同意もあり、何ら問題はないと思います。

続きまして 8 - 4 について説明します。詳細は記載のとおりです。転用事由が特定建築条件付売買予定地となっております。7 区画の建設予定地ということで申請が上がっております。隣接同意、排水同意も取られておりまして、何ら問題ないと思います。

次に 8 - 5 について説明します。詳細は記載のとおりです。転用事由が自動車資材置場ということで申請されておりまして、自動車の車自体ではなくて、部品とかの資材を置くということで、何ら問題ないかと思います。

最後に 8 - 6 について説明します。詳細は記載のとおりです。転用事由が個人住宅ということで申請されております。こちらは何ら問題はないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長

ここで事務局より、各案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。

事務局

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号 1 番は、農地から 300m以内に宇城市三角支所があることから農地区分は第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 2 番は、都市計画法で規定する用途地域内であることから農地区分は第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 3 番は、農地から 500m以内に宇城市不知火支所があることから農地区分は第 2 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 4 番及び 5 番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第 2 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 6 番は、農地から 300m以内に松橋インターチェンジがあることから農地区分は第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

議 長

只今、申請番号 1 番から 6 番について説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。

議 長

意見もないようですので、議案第 44 号の申請番号 1 番から 6 番について、承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって、議案第 44 号の農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 6 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第 5、議案第 45 号「農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の作成について」を上程し、議題といたします。

議案第 45 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案書の 9 ページになります。提案理由：農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の作成について、同条第 3 項の規定により、農業委員会の意見を求める。

議 長 議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定については、各委員に送付しておりますが総会議案により確認してきておられると思いますので案件ごとの説明は割愛させていただきます。

それでは、各案件について、何か質問、意見はありませんか。

発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。

議 長 意見も無いようですので、議案第 45 号について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第 45 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 6、議案第 46 号「農用地利用集積等促進計画書の作成について」を上程し、議題といたします。

議案第 46 号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

事務局 議案書の 19 ページになります。

提案理由：農用地の利用の高率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画書の策定を熊本県農業公社に要請するため農業委員会の意見を求める。

続けて詳細を説明します。議案書の 19 ページから 20 ページです。今月は、農業公社買入れが 1 件、売渡しが 2 件です。合計面積は、3 件中、田が 1,929 m²、畑が 5,891 m²、合計が 7,820 m²です。売買価格は総会議案記載のとおりとなっております。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、各案件について、何か質問、意見はありませんか。
発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。

議 長 意見も無いようですので、議案第 46 号について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第 46 号は、原案どおり承認することに決定され

ました。

議 長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和8年第9回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。
慎重なご審議、有り難うございました。

閉 会

(午後4時25分) 副会長の号令による、起立、礼。